

議案第98号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第28号イ」を「第2条第31号イ」に改める。

第3条第1号ア中「もの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機に関する基準を変更する等のため、所要の改正をしようとするものである。